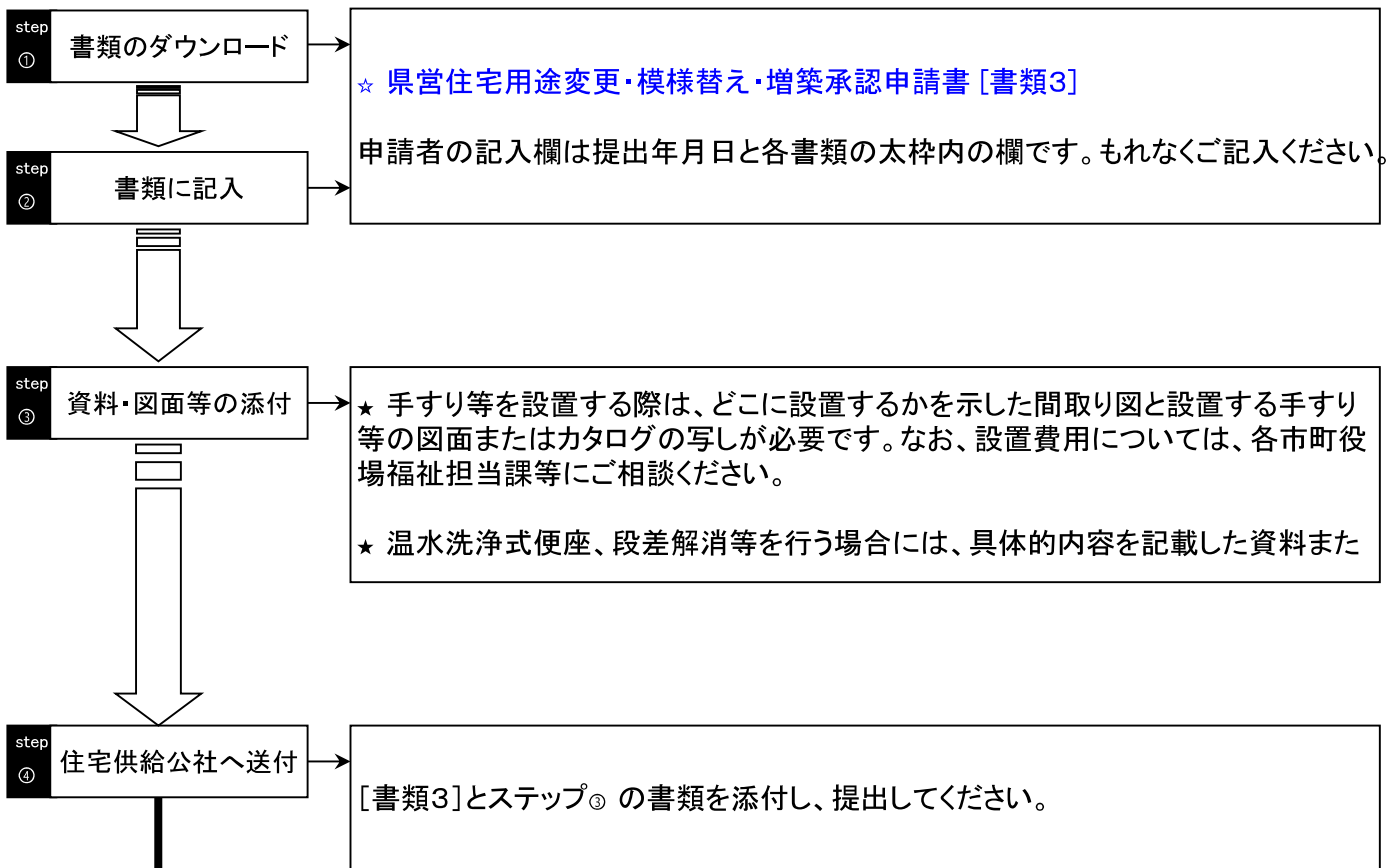




県営住宅の用途変更・模様替え・増築承認について

県営住宅には、勝手に壁に穴を開けたり、手すりを取り付けることはできません。
手すりや温水洗浄式便座等の取り付けなどを行いたい場合は、「県営住宅用途変更・模様替え・増築承認申請書[書類3]」に具体的内容を記載した図面などを添付し提出してください。住宅供給公社の承認を受ければ取り付けることができます。
なお、県営住宅から退去する際は、入居したときの状態で返還してください。

県営住宅用途変更・模様替え・増築承認手続きの流れ:



書類の提出先は県営住宅を管轄する住宅供給公社へ送付してください。

西部支所	住宅サービス課(中部)	東部支所	富士出張所(富士・富士宮)
〒 430 - 0929	〒 420-0853	〒 410-0055	〒 417-8601
浜松市中央区中央1丁目12-1 県浜松総合庁舎9階	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル9階	沼津市高島本町1-3 県東部総合庁舎本館2階	富士市永田町1丁目100 富士市役所5階南側
静岡県住宅供給公社 西部支所 宛	静岡県住宅供給公社 住宅サービス課 宛	静岡県住宅供給公社 東部支所 宛	静岡県住宅供給公社 富士出張所 宛

県営住宅用途変更・模様替え・増築承認申請書

年 月 日

静岡県知事様
静岡県住宅供給公社理事長様

住宅名	団地 棟 号室
入居者氏名	
電話番号	

次のとおり用途変更・模様替え・増築の承認を受けたいので、申請します。
なお、住宅を返還する際には、原状に回復することを誓約します。

申請の内容 (該当する番号を○ で囲んでください)	1 電気容量の変更 2 手すりの設置 (設置箇所) 3 段差の解消 (箇所) 4 その他 ()
申請の理由	

備考

手すりの設置、段差解消等を行う場合には、具体的内容を記載した図面等を添付してください。